

○外国語学部における復籍に関する内規

平成 24 年 3 月 8 日

制 定

最近改正 平 27. 3. 5

大阪大学学部学則第 32 条の規定により除籍となった者（授業料の未納を理由として 3 月 31 日付けで除籍となった者をいう。以下単に「除籍となった者」という。）に係る外国語学部における復籍に関する取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 除籍となった者から、同年の 4 月中に、未納の授業料分の復籍料（以下単に「復籍料」という。）を納付の上、復籍の願い出があった場合は、学部長は、4 月 1 日に遡って復籍を認めることができる。
- (2) 除籍となった者から、同年の 5 月以降に、復籍料を納付の上、復籍の願い出があった場合は、学部長は、願い出日後の復籍が可能な期日（10 月 1 日又は 4 月 1 日）から復籍を認めることができる。この場合において、授業料については、復籍した学期分から徴収する。
- (3) 除籍となった者のうち、除籍時において 6 月以上の休学可能期間を有していたものから、同年の 5 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、復籍料を納付の上、復籍及び休学の願い出があった場合は、学部長は、4 月 1 日に遡って復籍を認め、併せて、同年の 4 月 1 日から 9 月 30 日までの休学を許可することができる。この場合において、当該年度の授業料については、後期（10 月から翌年 3 月まで）分から徴収する。
- (4) 復籍の願い出が可能な期間は、除籍日の翌日から起算して 3 年以内とする。
- (5) 復籍した者に係る修業年限、在学年限、休学期間等については、除籍前の履歴を引き継ぐ。

附 則

- 1 この内規は、平成 24 年 3 月 8 日から施行する。
- 2 この内規により復籍を認められた後再び除籍となった者については、この内規は適用しない。
- 3 この内規の施行日前に除籍となった者に係る外国語学部における復籍に関する取扱いについては、なお従前の例による。

4 授業料未納を理由として除籍となった者の復籍手続について（平成 20 年 7 月 3 日外国語学部教授会決定）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 この改正の施行日前に除籍となった者に係る外国語学部における復籍に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。